

総 財 公 第 26 号
令和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務副大臣 馬場 成志
(公 印 省 略)

令和 6 年度の地方公営企業繰出金について（通知）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

(別紙)

令和6年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

第1 上水道事業

1 消火栓等に要する経費

(1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

2 公共施設における無償給水に要する経費

(1) 趣旨

公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公共施設において水道を無償で公共の用に供するための施設の設置及び管理に要する経費に相当する額とする。

3 上水道の出資に要する経費

(1) 趣旨

上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる額の合計額とする。

ア 国庫補助（防災・安全交付金及び上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（以下第 1 において「交付金等」という。）を財源とした都道府県補助を含む。）の対象となった水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費の 3 分の 1

イ 国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る独立行政法人水資源機構に対する負担金の 3 分の 1

ウ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財営第 85 号、生食発第 0125 第 4 号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金等のうち広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業として補助を受けた事業に係る事業費（当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下 3 において同じ。）の 2 分の 1

エ 国庫補助（交付金等を財源とした都道府県補助を含み、飛地区域簡易水道及び給水区域内無水源地域簡易水道に係る国庫補助に限る。）の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の 3 分の 1

オ 次に掲げる災害・安全対策事業に係る事業費

（ア）次に掲げる事業のうち、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条の地区（人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区）を給水区域に含む水道事業者が、災害対策の観点から実施するもの

① 送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（主として施設運転用電力に係るものに限る。）に係る事業費の 2 分の 1

なお、いずれの事業においても更新・改築事業を除くものとする。

② 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業

を対象とする。ただし、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。)に係る事業費の4分の1

- ③ 前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号)に基づく経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定した末端給水事業者が実施する水道管路(交付金等のうち水道管路緊急改善事業の対象となる管種に限る。)の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものとは、耐震化事業費に、当該年度における管路更新率が基準管路更新率(令和2年度から令和4年度の全国の平均管路更新率(0.67%)又は同期間の当該事業の平均管路更新率のいずれか低い方。ただし、前々年度における有収水量1 m^3 当たりの給水収益(以下「供給単価」という。)が178円未満の事業については、当該事業の平均管路更新率とする。)を上回る割合を乗じて算出した事業費をいうものであること

- ④ ③の末端給水事業者のうち、前々年度における供給単価が178円以上であって、有収水量1 m^3 当たりの資本費が148円以上又は有収水量1 m^3 当たりの資本費が111円以上かつ有収水量1 m^3 当たりの管路延長が0.114m以上のものについては、③の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの2分の1
- (イ) 土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)に係る事業費の2分の1
- (ウ) 津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等における防水扉、止水堰その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)に係る事業費の2分の1
- (エ) 公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場等の施設整備事業のうち次のいずれかの要件を満たすものに係る事業費の2分の1

- ① 水源水質について、トリハロメタン、有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること
- ② クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するため

のろ過施設又は紫外線処理施設を整備する場合において、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること

ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること

4 上水道の水源開発に要する経費

（１）趣旨

ダム等の水源開発施設の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、独立行政法人水資源機構に対する負担金の一部について繰り出すための経費である。

（２）繰出しの基準

国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。）に係る独立行政法人水資源機構に対する負担金の３分の１とする。

5 上水道の高料金対策に要する経費

（１）趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

（２）繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる上水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

（ア）末端給水事業のうち、前々年度における供給単価が 178 円以上であって、有収水量 1 m³当たりの資本費が 148 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの給水原価が 272 円以上の事業

（イ）複数の簡易水道事業が事業統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が事業統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であって、平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したもののうち、事業統合前の上水道事業が（ア）を満たす場合又は事業統合前の簡易水道事業が第 5 の 2 （２）アに定める要件を満たす場合

（ウ）複数の上水道事業（統合水道を含む。）又は簡易水道事業が市町村

の区域を越えて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であって、平成 30 年 4 月 2 日以降に給水を開始したもののうち、経営統合前の上水道事業が（ア）を満たす場合、経営統合前の統合水道が（イ）を満たす場合又は経営統合前の簡易水道事業が第 5 の 2（2）アに定める要件を満たす場合

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

（ア）ア（ア）に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費のうち 148 円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額

（イ）ア（イ）に該当する事業については、事業統合前の上水道事業又は簡易水道事業がなお事業統合前の給水区域をもって存続した場合に（ア）又は第 5 の 2（2）により算定した基準額の合計額から統合水道に係る（ア）により算定した基準額（ア（ア）に該当しない事業は 0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が 4 月 1 日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して 1 年目から 5 年目までの年度	1.0
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 6 年目の年度	0.9
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 7 年目の年度	0.7
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年目の年度	0.5
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 9 年目の年度	0.3
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年目の年度	0.1

（ウ）ア（ウ）に該当する事業については、経営統合前の上水道事業、簡易水道事業又は統合水道が、なお経営統合前の給水区域をもって存続した場合にそれぞれ（ア）又は第 5 の 2（2）により算定した基準額の合計額から広域水道に係る（ア）により算定した基準額（ア（ア）に該当しない事業は 0）を控除した額に、（イ）の表の率を乗じて得

た額

6 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)アに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の100分の55

イ 統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)イに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

ただし、統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)イただし書に規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金がある場合にあっては、当該元利償還金に相当する額を加えるものとする。

7 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

(1) 趣旨

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債（上水道事業分）の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 前年度末時点で経営戦略を策定した統合水道（平成19年度以降に事業統合したものに限る。イ及びウにおいて同じ。）のうち、前々年度における統合水道に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上又は有収水量1 m^3 当たりの資本費が83円以上若しくは有収水量1 m^3 当たりの給水原価が174円以上のものが地方単独事業として実施する旧簡易水道施設の建設改良のために発行された企業債（令和6年度に同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものを含む。以下同じ。）に限る。）に係る元利償還金の2分の1

なお、旧簡易水道施設とは、簡易水道施設であった水道施設（平成 19 年 4 月 1 日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となったものに限る。）により簡易水道施設でなくなったものに限る。イにおいて同じ。）であること。

イ 統合水道が地方単独事業として実施する旧簡易水道施設の建設改良のために発行された企業債（令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度に同意又は許可を得たもののうち、当該各年度における繰出しの基準に該当するものに限る。）に係る元利償還金の 2 分の 1

ウ 統合水道が実施する国庫補助（交付金等を財源とした都道府県補助を含む。ただし、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業に係るものに限る。）の対象となった建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金の 2 分の 1（ただし、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条に規定する辺地において事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債（平成 19 年度から令和 2 年度までに同意又は許可を得たものに限る。）に係る元利償還金にあつては 5 分の 3）

第 2 工業用水道事業

消火栓等に要する経費

（1）趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

（2）繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

第 3 交通事業

1 軌道撤去及び路面復旧等に要する経費

（1）趣旨

軌道事業の経営以外の理由により必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良（以下「軌道敷の維持等」という。）並びに軌道の撤去及びこれに伴う路面の復旧（以下「軌道の撤去等」という。）に要する経費に

ついて一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持等及び道路における交通の混雑を緩和するため当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行う軌道の撤去等に要する経費並びに軌道の撤去等に係る企業債元利償還金に相当する額とする。

2 L R Tシステムの整備に要する経費

(1) 趣旨

高機能路面電車システムであるL R Tシステムの構築を促進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となったL R Tシステム整備事業に係る建設改良費の4分の1とする。

3 地下高速鉄道等の出資に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業、ニュータウン鉄道事業、都市モノレール事業及び新交通システム事業の経営基盤の強化を図るための出資に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良費（ニュータウン鉄道に係る開発者負担金を除く。）の20%とする。

4 地下高速鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となった地下高速鉄道整備事業に係る工事又は資産（車両を除く。）の取得に要する経費（総係費及び建設仮勘定利子を除く。輸送力増強を目的とする大規模改良工事にあっては、その2分の1とする。）に102%を乗じて得た額の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に35%を乗じて得た額とする。

5 地下高速鉄道の緊急整備に要する経費

(1) 趣旨

地下鉄緊急整備事業実施要綱（平成6年3月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）による地下鉄緊急整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地下鉄緊急整備計画に基づき実施した地下鉄緊急整備単独事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る元利償還金の3分の2とする。

6 ニュータウン鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

ニュータウン鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となったニュータウン鉄道整備事業に係る工事又は資産（車両を除く。）の取得に要する経費（総係費、建設仮勘定利子及び開発者負担金を除く。）の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に15%を乗じて得た額とする。

7 地方空港アクセス鉄道の整備に要する経費

(1) 趣旨

地方空港アクセス鉄道整備事業実施要綱（平成9年4月21日付け自治企一第36号）による地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する事業とする。

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

① 出資に要する経費

当該事業費の20%

② 建設に要する経費

当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る利子支払額の50%

8 地下高速鉄道の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業の経営改善を図るための企業債の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

平成 25 年度以降発行した地下鉄事業特例債の元金償還金とする。

9 地下鉄事業経営健全化対策に要する経費

(1) 趣旨

「地下鉄事業の経営健全化について」(平成 15 年 4 月 21 日付け総財企第 70 号)に基づく不良債務の解消のための繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの基準

地下鉄事業経営健全化対策における地下鉄事業経営健全化計画又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 23 条に基づく経営健全化計画において、不良債務の解消及びその発生の抑制を図るために一般会計から繰り入れることとされている額のうち、地下鉄事業経営健全化対策において地方債をもって財源とすることができることとされている額の範囲内とする。

10 バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費

(1) 趣旨

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担額とする。

11 バス事業、路面電車事業及び船舶運航事業のバリアフリー化の促進に要する経費

(1) 趣旨

バス事業、路面電車事業及び船舶運航事業のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー型車両及び船舶の導入に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

次に掲げる額の合計額とする。

ア 国庫補助の対象となったバリアフリー型車両(リフト付きバス車両に限る。)導入費のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額

(国庫補助金を除く。)

イ バリアフリー型車両導入のために発行された企業債（令和元年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）又はバリアフリー型船舶導入のために発行された企業債（平成 30 年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）の元利償還金のうち、一般車両等を導入する場合に比して増嵩する経費に相当する額

第 4 病院事業

1 病院の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（P F I 事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金の 2 分の 1（ただし、平成 14 年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては 3 分の 2）を基準とする。）とする。

2 へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 不採算地区病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区病院（不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院

までの到着距離が 15 キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径 5 キロメートル以内の人口が 10 万人未満の地区をいう。以下同じ。) に所在する病院であって、許可病床数が 150 床未満（感染症病床を除く。）のもの。）の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4 不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するための経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区に所在する許可病床数が 100 床以上 500 床未満（感染症病床を除く。）の病院であって、次のア及びイを満たすものについて、その機能を維持するために特に必要となる経費（3 に掲げる経費を除く。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置付けられていること。

イ へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

5 結核医療に要する経費

(1) 趣旨

結核医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第 7 条第 2 項第 3 号に規定する結核病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

6 精神医療に要する経費

(1) 趣旨

精神医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費

である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

7 感染症医療に要する経費

(1) 趣旨

感染症医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9 周産期医療に要する経費

(1) 趣旨

周産期医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

10 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療（小児救急医療を除く。）の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 1 救急医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

救急医療の確保に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条の規定により告示された救急病院（以下「救急告示病院」という。）又は「救急医療対策の整備事業について」（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号）に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院又は小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備（耐震改修を含む。）に要する経費に相当する額とする。

① 医療計画に定められている災害拠点病院及び災害拠点精神科病院（以下「災害拠点病院等」という。）

② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所にある病院

③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等

ウ 災害拠点病院等又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等を上回るものをいう。）の備蓄に要する経費に相当する額とする。

1 2 高度医療に要する経費

(1) 趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 3 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 4 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 5 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 6 保健衛生行政事務に要する経費

(1) 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 7 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

ア 趣旨

病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1とする。

(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア 趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。）の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計（施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。）に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

(4) 公立病院経営強化の推進に要する経費

ア 趣旨

「公立病院経営強化の推進について」（令和4年3月29日付け総財準第72号）に基づく公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

① 経営強化プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。

② 経営強化プラン（当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」（平成19年12月24日付け総財経第134号）に基づく公立病院改革

プラン及び「公立病院改革の推進について」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号）に基づく新公立病院改革プランを含む。以下③及び④において同じ。）に基づく公立病院の機能分化・連携強化等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

③ 経営強化プランに基づく機能分化・連携強化等に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費（④の経費を除く。）とする。

④ 経営強化プランに基づく公立病院の機能分化・連携強化等に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（第 4 の 1 (2) の基準にかかわらず、建設改良費及び企業債元利償還金の 3 分の 2 を基準とする。）とする。

⑤ 持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向け病床機能の見直しに取り組む公立病院を支援するために、総務省及び当該見直しに関して専門的知見を有する者が連携して行う事業（公立病院医療提供体制確保支援事業）として実施される経営支援の活用に要する経費の 2 分の 1 とする。

（5）医師等の確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

（ア）趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（イ）繰出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。

イ 医師等の派遣等に要する経費

（ア）趣旨

公立病院及び公立診療所並びに公的病院等（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人北海道社会事業協会、厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、

公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、社会医療法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会又は公立学校共済組合が開設した病院及び診療所をいう。以下同じ。）における医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）の確保を図るため、これらの医療機関への医師等の派遣及び医師等の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費（2に掲げる経費を除く。）である。

（イ）繰出しの基準

- ① 公立病院及び公立診療所への医師等の派遣に要する経費とする。
- ② 不採算地区に所在する又は救急医療を担う公的病院等（病院にあつては、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について」（平成 29 年 8 月 4 日付け医政発 0804 第 2 号）に基づく「公的医療機関等 2025 プラン」を策定しているもの）に限り、診療所にあつては、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を踏まえた病院の役割・機能の見直しに伴い診療所化したもの（地域医療構想の制度化前において国の施策を踏まえて診療所化したものを含む。）であつて、医療計画において、同項第 4 号又は第 5 号に規定する事項の対応医療機関として位置付けられているものに限る。）への医師等の派遣に要する経費とする。
- ③ 公立病院及び公立病院附属診療所において医師等の派遣を受けることに要する経費とする。

ウ 遠隔医療システムの導入に要する経費

（ア）趣旨

遠隔医療システムの導入に要する経費（企業債をもって財源とすることができるものを除く。）について繰り出すための経費である。

（イ）繰出しの基準

遠隔医療システムの導入に要する経費（企業債をもって財源とすることができるものを除く。）とする。

第 5 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

（1）趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

- ア 令和3年度以降に実施した建設改良に係る企業債元利償還金の100分の55
- イ 令和2年度までに実施した建設改良に係る企業債元利償還金(3の簡易水道未普及解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く。)の2分の1

ただし、平成14年度から令和2年度までの各年度に実施した事業にあっては、簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。)の10%に対する繰出しに代えて臨時的に発行した水道事業債の元利償還金に相当する額を加えるものとする。

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

- ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における有収水量1 m^3 当たりの資本費が158円以上かつ供給単価が179円以上の事業のうち、前年度末時点で経営戦略を策定している事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。)が実施する簡易水道事業にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

- イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量1 m^3 当たりの資本費のうち158円を超える額に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額の2分の1とする。

ただし、海水淡水化施設を保有する簡易水道事業にあっては次に掲げる額の合計額を加えるものとする。

- ① 前年度における当該施設の稼働に要した電気料金
- ② 当該年度における逆浸透膜の交換に要した経費

3 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

(1) 趣旨

水道未普及地域の解消を図るために実施した配水支管の整備事業に係る企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、平成 12 年度以前に簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱（平成 10 年 4 月 1 日付け厚生省発生衛第 46 号及び自治企二第 46 号共同通知）による簡易水道未普及解消緊急対策事業計画に基づき実施した事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業に係る企業債の元利償還金の 3 分の 2 とする。

4 簡易水道の事業統合推進に要する経費

(1) 趣旨

経営の効率化等を図る観点から簡易水道事業を事業統合するために要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

事業統合推進に要する経費の 2 分の 1 とする。

5 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から簡易水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債（令和 3 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）元利償還金の 100 分の 55

イ 地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債（令和 2 年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）元利償還金の 2 分の 1

第 6 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善

対策等に要する経費として当該年度における営業費用の 30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（P F I 事業に係る割賦負担金を含む。）の 2 分の 1 とする。

第 7 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日付け自治準企第 153 号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 4 号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

（1）趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

（1）趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

（1）趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

（1）趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費であ

る。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあつては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

(ア) 供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1m³当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が47円以上かつ有収水量1m³当たりの使用料が150円以上の事業

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であって、平成 30 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が(ア)を満たす場合(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

(ウ)「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国下事第 56 号、環循適発第 1801171 号)により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)であって、令和 4 年 4 月 1 日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が(ア)を満たす場合(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア(ア)に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費のうち 47 円を超える額(次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額)に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³当たりの使用料が 206 円未満の場合、当該使用料を 206 円で除して得た率を乗じて得た額

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費 (円/m ³)	乗率	算定対象資本費 (円/m ³)	乗率
47 以上 70 未満	0.8	47 以上 70 未満	0.8
70 以上 141 未満	0.85	70 以上 282 未満	0.85
141 以上	0.95	282 以上	0.95

(イ) ア(イ)に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る(ア)により算定した基準額(基準額が生

じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

(ウ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

(エ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)

により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目から統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して29年目までの年度	$1 - \frac{\alpha - (\beta + 5)}{30 - (\beta + 5)}$ α : 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して当該年度までの年数 β : 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して統合後の供用を開始した日の属する年度までの年数

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

- ① 25人/ha未満であるもの 8/10
- ② 25人/ha以上 50人/ha未満であるもの 7/10
- ③ 50人/ha以上 75人/ha未満であるもの 6/10
- ④ 75人/ha以上 100人/ha未満であるもの 5/10

⑤ 100 人/ha 以上であるもの 4/10

(ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和4年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するために市町村（下水道事業を経営する一部事務組合を含む。）が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に 1/10 を加えた率を乗じて得た額とする。

1 0 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 1 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の 30%とする。

ただし、平成9年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部につ

いて繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の 30%とする。

ただし、平成 9 年度から令和 6 年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 3 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成 18 年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

1 4 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け建設省都下公発第 145 号及び自治準第 90 号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 41 号及び自治準企第 90 号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成 5 年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成 12 年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の 55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

第 8 港湾整備事業

離島における旅客上屋の整備に要する経費

(1) 趣旨

離島における旅客上屋の整備促進を図るため、企業債の元利償還金の

一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1とする。

第9 その他

1 駐車場の整備促進に要する経費

(1) 趣旨

都市機能の確保、商店街振興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（「平成21年度の地方公営企業の繰出金について」（平成21年4月24日付け総財公第69号）の第11（2）アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。）の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

2 公共施設等運営権方式の導入に要する経費

(1) 趣旨

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となった公共施設等運営権方式の導入に要する経費（国庫補助金等の特定財源を除く）の2分の1とする。

3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益（基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰

り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額(以下「経常収支の不足額」という。)を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるものとする。

イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。)とする。

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の15分の8

イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)

ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

5 臨時財政特例債の償還に要する経費

(1) 趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

6 地方公営企業法の適用に要する経費(簡易水道事業及び下水道事業を除く。)

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の

1 とする。

7 新型コロナウイルス感染症に係る減収対策のために発行する資金手当債の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のための公営企業債（以下「特別減収対策企業債」という。）の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、当該年度末に資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる団体が発行した特別減収対策企業債の利子支払額の 2 分の 1 とする。

8 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費

(1) 趣旨

「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）を踏まえ、公営企業の脱炭素化を推進するため、公営企業の脱炭素化の取組に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

企業債（脱炭素化推進事業）の元利償還金（電動バスの導入に係る元利償還金を除く。上水道事業、工業用水道事業、電気事業・ガス事業にあつては、企業債（脱炭素化推進事業）の対象となる経費）に相当する額及びバス事業における電動バス導入費のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額とする。

9 災害応急対策等に要する経費

(1) 趣旨

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要する経費及び他の地方公共団体の応援等に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要した額及び災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要した額とする。

第 10 留意事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度等による売電事業に要する経費の取扱い

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の認定を受け売電を目的とする事業に要する経費は、第 1 から第 9 までに掲げる経費には含めないものとする。